調查計画

1	調査の名称	(■特定-	一般統計調査	□その他の-	一般統計調查
	所得再分配	調査			

2 調査の目的

本調査は、社会保障制度及び租税制度による所得再分配の状況や、所得再分配による所得格差の変化の実態を把握し、社会保障制度が国民生活にどのように機能しているかを明らかにすることにより、厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得ることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域的範囲(■全国 □その他)
- (2) 属性的範囲(■個人 ■世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他) 令和5年国民生活基礎調査(所得票)の報告者となった世帯及び世帯員
- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
- (1) 報告者数

世 帯:約13,000世帯(母集団の大きさ 約55,000世帯) 世帯員:約31,000人 (母集団の大きさ 約138,000人)

(2) 報告者の選定方法(□全数 ■無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

令和5年国民生活基礎調査の準備調査により設定された単位区から無作為に抽出した500単位区内 の全ての世帯及び世帯員。

本調査は、国民生活基礎調査の後続調査であり、国民生活基礎調査(所得票)で把握している所得に関する調査票情報を利用して集計を行っていること、また、国民生活基礎調査では推計値のもつ誤差の一つとして、標本抽出に起因する標本誤差の大きさを標準誤差及び標準誤差率で示しており、国民生活基礎調査(所得票)は中間年^{注1}では2%程度の標準誤差率を目標精度として標本抽出を行い、500単位区としている。以上の内容を鑑み、本調査も国民生活基礎調査の所得票と同様の500単位区とする。

注1) 3年ごとに大規模調査を実施し、それ以外の年(中間年)は簡易調査を行っている。 所得再分配調査が実施されるのは中間年の年である。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
(1) 報告を求める事項 (詳細は調査事項一覧を参照)
○ 性・出生年月
○ 拠出金及び受給金の状況(生命保険・損害保険の保険金、自動車税・軽自動車税)
○ 医療の受療状況 (通院又は入院の有無、治療費支払方法等)
○ 介護の給付状況
○ 保育所等の利用状況
〔集計しない事項の有無〕 無■ 有□
(2) 基準となる期日又は期間
調査実施年の前年の1年間の実績(1~12月)
ただし、介護の給付状況については、調査実施年の7月第2又は第3木曜日 ^(注) から1か月間
(注) 国民生活基礎調査 (所得票) の調査期日に応じて定める。
6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査系統
① 調査票の配布
厚生労働省 — 都道府県 ————— 福祉事務所 — 調査員 — 報告者
_ 市 ・ 特別区及び福祉
事務所を設置する町村
②調査票の取集
報告者 — 調査員— 福祉事務所 ———— 都道府県 — 厚生労働省
_ 市 ・ 特別区及び福祉 _
事務所を設置する町村
(2) 調査方法
■郵送調査 ■オンライン調査(■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール)
■調査員調査 □その他()
〔調査方法の概要〕
おらかじめ調本員が、調本要及びオンライン調本同 欠田のID・パスワード を配布する、世典員は、『

査票に自ら記入し、後日、調査員に提出するほか、政府統計オンライン調査システムを利用して回答する

ことができる。ただし、調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査 票を取集する。

_	400 (1. 2. 15.2)	- Hara
7	報告を求め	ろ期間

7 報告を求める期間
(1)調査の周期
□1回限り □毎月 □四半期 □1年 □2年 ■3年 □5年 □不定期 □その他()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年:令和3年 (注))
(注)本調査は、当初、令和2年度に実施する予定であったが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、実施が延期になったものである。
(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
令和5年7月~8月下旬
8 集計事項
所得再分配調査結果表一覧(案)のとおり
9 調査結果の公表の方法及び期日
(1) 公表・非公表の別(■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)
(2)公表の方法(■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) ■印刷物 □閲覧)
(3) 公表の期日
令和7年8月まで
本調査は、国民生活基礎調査の調査票情報の一部を二次利用して集計を行っており、国民生活基礎調査
公表後に調査票情報の二次利用を行い、集計及び分析作業を行う関係上、調査結果の公表に時間を要する。
10 使用する統計基準等
□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他()
■使用しない
本調査は、社会保障制度及び租税制度による所得再分配の状況等を把握する調査であり、調査対象の範囲の
画定及び集計結果の表示に、統計基準を使用する余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間:記入済み調査票は3年、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体は常用

保存責任者:厚生労働省政策統括官付参事官(調査分析·評価担当)

令和5年所得再分配調查 結果表一覧

		集計項目	表頭		表側
第	1 表	世帯数、構成割合	-	×	当初所得階級、再分配所得階 級
		平均当初所得、平均再分 配所得	-	×	-
第	2 表	世帯数、世帯人員数、有 業人員数	-	×	当初所得階級
		一世帯あたり平均金額	所得再分配費目 1	×	
	3 表	世帯数、世帯人員数、有 業人員数	世帯類型		-
第		一世帯あたり平均金額			所得再分配費目 1
		ジニ係数			所得再分配費目 2
第		世帯数、世帯人員数、有業人員数	世帯主の年齢階級		-
		一世帯あたり平均金額			所得再分配費目 1
		ジニ係数			所得再分配費目 2
	5 表	世帯数、世帯人員数、有 業人員数	世帯構造		-
第		一世帯あたり平均金額			所得再分配費目 1
		ジニ係数			所得再分配費目 2
	_	世帯数、世帯人員数、有 業人員数	世帯人員		-
第		一世帯あたり平均金額			所得再分配費目 1
		ジニ係数			所得再分配費目 2
第	7 表	世帯員数、構成割合	-	×	等価当初所得階級、等価再分 配所得階級
		平均等価当初所得、平均 等価再分配所得	_	×	_
第	8 表	一人あたり平均金額	等価所得再分配費目 1	×	等価当初所得階級
第	9 表	"	"	×	世帯員の年齢階級
第	10 表	ジニ係数	等価所得再分配費目 2	×	II .

注:1)所得再分配費目1・・・当初所得、総所得、可処分所得、再分配所得、再分配係数、拠出種類、受給種類

- 2) 所得再分配費目2···当初所得、再分配所得
- 3) 等価所得再分配費目 1・・・等価当初所得、等価総所得、等価再分配所得、再分配係数、拠出種類、受給種類
- 4) 等価所得再分配費目2···等価当初所得、等価当初所得+社会保障給付金-社会保険料、 等価可処分所得、等価再分配所得

(調査事項)

調査対象の世帯員ごとに以下の項目

- 1. 拠出金及び受給金の状況
 - 性
 - ・出生年月
 - ・(拠出金) 自動車税・軽自動車税
 - ・(受給金) 生命保険・損害保険の保険金
- 2. 医療の受療状況
 - 性
 - ・出生年月
 - 医療機関に通院又は入院の有無
 - 治療費支払方法
 - ・昨年1年間の日数
- 3. 介護の給付状況
 - ・性
 - ・出生年月
 - 介護の給付状況
 - ・介護利用日
- 4. 保育所等の利用状況
 - 性
 - 出生年月
 - ・認定区分(子どものための教育・保育給付)
 - 利用したサービス
 - 保育所等の利用状況

所得再分配調査 集計・推計の説明

URL : https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/tyousa/index.html#11

集計·推計方法

政策立案・評価担当参事官室から民間事業者に委託して実施。

所得再分配調査と国民生活基礎調査(世帯票、所得票)の調査票情報を突合し、世帯情報や所得階級別に所得の平均値を算出する。